平成２９年（フ）第２６６号
埼玉県越谷市南越谷５丁目２番地６　エイブルコーポＢ－201
債務者　中島　宏美
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２９２号
埼玉県春日部市大衾266番地15
債務者　石井　　学
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２９６号
埼玉県八潮市大字南後谷318番地６、旧住所埼玉県草加市青柳８丁目39番47－１号
債務者　檜井　　豪
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１４号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷1242番地６、住民票上の住所埼玉県さいたま市見沼区大字東門前16番地１　321
債務者　藤山　茂雄
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２１６号
埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸842番地26
債務者　太田　謙二
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２４号
埼玉県川越市大字笠幡34番地13（ピークハイム笠幡Ａ棟101号）
債務者　服部　隆夫
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２５７号
埼玉県狭山市大字堀兼1716番地の28
債務者　福井由紀子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８０４号
札幌市清田区真栄４条４丁目11番７号
債務者　花田　直樹
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２８号
札幌市白石区栄通18丁目11番３号　ビデッジ18－２－Ａ号
債務者　上野　正樹
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２９号
札幌市白石区栄通18丁目11番３号　ビデッジ18－２－Ａ号
債務者　上野　　翠
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６２号
札幌市厚別区もみじ台西３丁目２番34－303号
債務者　上田　哲也
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６３号
札幌市厚別区もみじ台西３丁目２番34－303号
債務者　上田　貴子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８７５号
札幌市白石区南郷通７丁目北３番７号　南郷ハイム105号
債務者　村上　　恵（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８４号
札幌市東区北42条東13丁目１番31－501号
債務者　流　　喜美子（旧姓田川・中添）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９３号
札幌市中央区北８条西26丁目２番７－101号
債務者　松島　幸子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０６号
札幌市中央区南８条西８丁目521番地６　Ｙ’ｓコート１ｓｔ101号
債務者　立松　　忠
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２１号
札幌市西区西野５条１丁目４番16号
債務者　澤田　結花
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部